

労務ROAD

- 昇給したらチェックが必要です！！
- 所員紹介 ～加藤 宏人～

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

昇給したらチェックが必要です！！ ～標準報酬月額の設定～

健康保険・厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額をもとに計算します。この標準報酬月額は、原則、資格取得時に提出する「被保険者資格取得届」や毎年4月・5月・6月の給与の平均額を届出る「算定基礎届」により決定されますが、**固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合には、「報酬月額変更届」により標準報酬月額が改定**されます。改定は次の3つの要件のすべてに該当するときに行われます。

- (1) 昇給・降給により**固定的賃金(※)**に変動があった
- (2) 従前の標準報酬月額と、変動月から3カ月間に支給された報酬の平均額との間に**2等級以上の差が生じた**
- (3) **3カ月間の支払基礎日数が各月17日以上ある**

(※) 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動には次のようなものがあります。

昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)、給与体系の変更(日給から月給)、日給や時間給の単価変更、歩合率の変更、固定的な手当(住宅手当・役付手当等)の変更など

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、時間給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、歩合率など	残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当、休日出勤手当など

【厚生労働省より】

改定の要件に該当する場合には年金事務所への届出が必要ですので、ご連絡ください。

所員紹介 ～加藤 宏人～

初めまして。12月より新しく入社しました加藤宏人と申します。現在26歳、前職は介護業界で障がい者の支援員をしておりました。

趣味はサッカーとフットサルで、大学在学中にドイツへ1年間サッカー留学に行っていました。語学留学ではなくサッカー留学です！！(笑)

今までサッカーばかりしてきた私ですが、仕事では従業員様も事業主様も喜んでもらえるような職場環境作りのお手伝いをしたいと思っています。所内で一番年齢が若く体力もありますので、弊所から遠い顧問先様でも、自慢のフットワークの軽さで、走って！！訪問させていただきます。

まだまだ勉強中のため至らない点も多いかもしれませんが、どうぞ宜しくお願い致します！！

介護業界の事業主様や、ただスポーツの話がしたいという事業主様がいらっしゃいましたら、ぜひお声掛けください！！



仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？
詳細が気になった方、質問がある方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！